

In This Issue

- ▶ 特許法院判例動向（権利範囲確認審判関連）
- ▶ 非ハロゲン系難燃性プラスチック特許出願動向
- ▶ 光視野角モード特許出願増加傾向

権利範囲確認審判関連

旧特許法（2007.1.3.法律第8171号への改正前のもの）第140条第2項で審判請求書の補正において、請求の理由を除外してはその要旨を変更できないように規定している

特許法院判例動向 (権利範囲確認審判関連)

権利範囲確認審判は、特許権などの権利範囲を基にし具体的に問題となった対象物（確認対象発明）との関係でその効力が及ぶかどうかを確認する審判であって、特許権者は自己権利範囲を拡張解釈しようとし、確認対象発明実施者または実施しようとする者はこの範囲を縮小解釈しようとする傾向をみせており、両者の間で紛争が多く発生するため、国家機関の客観的解釈を通じて紛争解決を図るための制度である。最近、権利範囲確認審判と関連して注目すべき特許法院の判例が出てご紹介する。

① 2006HEO3496判決 (特許法院2007.7.13.宣告)

<判決要旨>

特許法第127条第1号は「特許が物の発明である場合には、その物の生産のみに用いる物を生産、譲渡、貸与または輸入するか、その物の譲渡または貸与の請約する行為」を業とする場合に特許権または専用実施権（以下、総称特許権とする）を侵害したとみなす、と規定しているところ、その趣旨は特許発明の構成要件を充たさない物を生産・譲渡するなどの行為は特許権を侵害していな

いとみるのが原則ですが、前記の物を使用することによって特許発明の構成要件を充たし特許権の侵害に至る蓋然性の高い場合には特許権が不当に拡張されない範囲内で、将来の特許権の侵害に対する権利救済の実効性を高めるために、その前段階の前記生産・譲渡などの行為を特許権の侵害とみなして直接侵害と同様に扱うようにするものがある。

従って、前記規定における特許発明の物の「生産」というのは、特許発明の構成要件を充たさない物を受け取った者がこれを利用して特許発明の構成要件を充たす物を作り出す全ての意識的行為を意味するとみなすので、必ずしも工業的生産に限るのではなく加工、組立、修理などの行為も含まれるとみなすべきである。

一方、特許権の間接侵害が成立する物の生産・譲渡などの行為は、その物が特許発明の物の生産「に限って」用いられるべきものであるため、その物を用いる限り必ず特許発明の物の生産に至らなくてはならず、その物に特許発明の物の生産以外に用いられる別の用途がある場合には、その物を生産するなどの行為をしたとしても間接侵害が成立しないが、ここでいう「別の用途」とは、前記規定の趣旨からして商業的または経済的に実用性のある用途であって、社会通念上通用されるか、承認される場合に限って認定すべきであり、

単に理論的、実験的または一時的な使用可能性のある程度に過ぎない場合は、間接侵害を否定できそうな「別の用途」があるとは言えない。

特許発明の構成要素のうち、一部のみを備えている確認対象発明を実施して生産した物を購買した第三者が、これをその用法に沿って用いる過程で、特許発明の構成要素を完備する場合には、前記確認対象発明の物の生産を、特許法第127条第1号で定めた「特許発明の物の生産のみに用いる物を生産する行為」とみなし、特許権の間接侵害を認定したとする。

〈まとめ〉

特許権の間接侵害の判断基準を具体的に定義したものである。即ち、特許法第127条第1号に定められた間接侵害の要件である「生産」、「に限って」、及び「別の用途」を具体的に定義した。前記のように定義された間接侵害の判断基準に沿って特許権の間接侵害による権利範囲を認定した事例である。後ほど、特許審判院の権利範囲確認審判にも参考となるだろう。

② 2006HEO11268判決 (特許法院2007.6.27.宣告)

〈判決要旨〉

旧特許法（2007.1.3.法律第8171号への改正前のもの）第140条第2項で審判請求書の補正において、請求の理由を除外してはその要旨を変更できないように規定しているところ、その趣旨は要旨変更の認定がしやすくなる場合、審判手続きの遅延を招く恐れがあるか、被請求人の防御権行使を妨げる恐れがあるからであり、その補正の程度が請求人の発明に関して審判請求書に添付の図面及び説明書に示された構造の不明確な部分を具体化したもの、又は初めから当然あるべき構成部分を付加したものに過ぎないなど、審判請求の全体的趣旨に照らしてその発明の同一性が保持されると認定できるのであれば、これは要旨変更該当しないとす。

この事件の審判請求書に添付の最初確認対象発

明の説明書によると、確認対象発明は、「発信者端末－発信側ゲートウエー－VoIP網－受信側ゲートウエー－中継交換機－コレクトコール交換機－受信者端末」からなる網の構成を通じて呼を設定し、VoIP網の区間についても利用料金が付加されないようにする構成で特定されているが、2006.10.23.付け補正の確認対象発明の説明書及び図面によると、確認対象発明は「発信者端末－発信側ゲートウエー－VoIP網－受信側ゲートウエー－第1中継交換機－コレクトコール交換機－第2中継交換機－受信者端末」からなる網の構成を通じて呼を設定し、VoIP網とPSTN網の全区間に対して利用料金が付加される構成へと変更されたが、補正の確認対象発明ではVoIP網とPSTN網を問わず全体の区間に対して利用料金を付加する構成へと変更されることによってVoIP網区間の距離や発信者端末の形態に応じて利用料金が異なるようになったものの、これはVoIP網区間に対しては利用料金が付加されないようにする審判請求書に添付の最初確認対象発明の構成とは異なり、この事件登録発明が発信者－受信者の間の呼を利用料金が付加されないVoIP網と利用料金が付加されるPSTN網を通じて繋がることをその特徴的構成とすることからして、前記のような確認対象発明の補正は、審判請求の全体的趣旨からして発明の同一性の保持される範囲を超えることとし、要旨を変更する場合に該当し許容できないこととみなすべきであろう。

〈まとめ〉

旧特許法（2007.1.3.法律第8171号への改正前のもの）第140条第2項で審判請求書の補正において、請求の理由を除外してはその要旨を変更できないように規定した趣旨を調べ、権利範囲確認審判で確認対象発明の補正が要旨変更該当し受けられないとみた事例である。改正の特許法では権利範囲確認審判での審判手続きの効率性を考慮して確認対象発明の補正を認定するようになった。

③ 2006HEO11411判決 (特許法院2007.8.24.宣告)

＜判決要旨＞

この事件特許発明は、従来の技術で用いられた独立されたオゾン発生器を設置しなくても水処理装置内の紫外線ランプから生成されるオゾンガスなどを活かして水を殺菌、浄化処理することを核心技術思想としているところ、確認対象発明も別途のオゾン発生器を設置せず水処理装置内の紫外線ランプから生成されたオゾンガスを活かして水を殺菌、浄化処理するので、この事件特許発明の特徴的技術思想または課題の解決原理をそのまま利用している。

次に、それぞれの構成を比較してみると、請求項1の発明の第1壁の構成は、一つの水処理装置内に水とオゾンガスが混ざる空間及び紫外線ランプが設けられた空間が一体になっている一方、確認対象発明は水とオゾンガスを混ぜる装置（ベンチュリーインジェクター及び混合器）が、紫外線ランプの設けられた反応タンクと分離して取り付けられる違いがある。しかしながら、このような形上の相違にもかかわらず確認対象発明の反応タンクの外壁の構成が水とオゾンが混ざる空間と紫外線ランプが設置された空間との間を区切り、水が紫外線ランプモジュールの設けられたところへ移動できるように通路を備えていることからして請求項1の発明の第1壁の構成と機能上大した違いがない。また、水処理装置においてベンチュリーインジェクターを用いて水とオゾンガスを混ぜる方法とオゾンガスを水に直接注入し混ぜる方法及びそれによる作用効果がこの事件特許発明の出願前に既に公知された点に照らしてみると、水とオゾンガスが混ざる空間を反応タンクと分離して別途に設けるか、そうでなくタンク内で一体化した形で設けるかは、この発明の属する技術分野における通常の知識を有する者によって必要に応じて適宜選択できる事項に過ぎなく、その選択に伴う作用効果も十分予測できるものであるため、当該技術分野に携わる者であれば、前記のような構成要素の置換を容易に想到できると言えよう。

よって、請求項1の発明の第1壁の構成と確認対象発明の反応タンクの外壁の構成は当該技術分野に携わる者によって容易に持ち出される設計変更事項程度であるか、互いに均等関係である。

〈まとめ〉

特許発明と確認対象発明の構成要素が均等関係であると判断して確認対象発明が特許発明の範囲に属するとみた事例である。

非ハロゲン係難燃性プラスチック 特許出願動向

最近、環境への関心が高まるなか、火災時燃焼ガスによる人命及び財産被害を最少に抑えるために燃えない性質で且つ猛毒ガスの発生量を最小限に抑えた非ハロゲン係難燃プラスチックの特許出願が増加している。

一般的にプラスチックの難燃性を確保するためには、非ハロゲン係難燃剤がもっとも効果的であることと知られているが、ハロゲン係難燃剤はプラスチックの加工時に金型を腐食させるガスが発生し、特に火災発生時は人体に致命的なダイオキシン（Dioxin）とフラン（Furan）のような有毒ガス放出の可能性からヨーロッパを中心にその使用が禁止されており、輸入製品についても規制が強化されている。

一方、非ハロゲン係難燃剤は難燃性は少し低いものの有毒ガス量の最少化、環境ホルモンの発生しないというところから次世代難燃性材料として注目を浴びている。

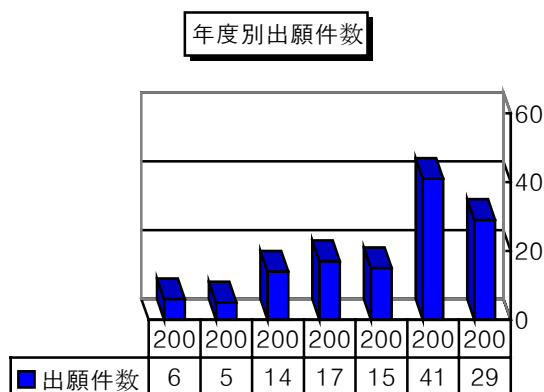
韓国特許庁の資料によると、非ハロゲン係難燃性プラスチック関連出願は1996年以前には毎年2年以下に留まったのが1996年～2001年には毎年平均6件程度で少しずつ増加し始め、2002年を基に大幅増加し、最近5年間（2002年～2006年）は117件が出願され、増加傾向が続き、今までの総出願件数は167件である。これはハロゲン係難燃剤に対する規制ばかりでなく親環境技術が脚光

を浴び初めたからであろう。

非ハロゲン系難燃性プラスチック関連技術は1994年前までには米国や日本企業を中心に多くの出願が申込まれたが、1996年以後からはLG化学及びCheil Industriesなどの韓国企業の出願が急速に増加した。詳しくみると、現在までの総出願件数対比韓国の出願は約78%（131件）を占めており、その後を日本約15%（25件）、米国約5%（9件）である。

具体的な技術内容をみると、汎用プラスチック素材が約41%（68%）で出願量がもっとも多く、半導体基板用素材が約33%（55件）、電線用素材が約20%（33件）を占めている。

我々の衣食住に限らず産業全般に渡ってプラスチックが用いられており、環境と安全に対する関心と投資がだんだん多くなりほど、現在幅広く使われているハロゲン系難燃性プラスチックを代替できる新環境難燃性プラスチック技術の開発はもっと加速化する見通しである。



光視野角モード特許出願増加傾向

韓国特許庁はLCDの光視野角モードと関連の特許出願が毎年増加しつつあると明かした。LCDの弱点と知らされている視野角の問題を解決する

ために従来のTNモードとは異なる液晶の駆動方式を取り入れた技術が、いわゆるLCD光視野角モード技術であり、IPS、FFS及びVAモードが代表的な光視野角モード技術である。

韓国内で光視野角モード関連技術特許は、1998年から2005年まで総数1,982件が出願され、特に1998年には124件であった出願件数が2004年には344件、2005年には428件出され、2.8倍以上の増加をみせた。

出願人別にみると、総数1,982件のうち韓国人による出願は72.65%（1,440件）であり、外国人による出願は27.35%（542件）で、その内日本人による出願が全体外国人出願の94.92%を占めており、韓国と日本を除外した諸外国業者の韓国における特許出願率は微々たるものである。

韓国人による出願は、LGフィリップスLCD（LPL）がもっとも多く出願し、サムスン電子、BOE HYDIS（現代電子、ハイニックス半導体、現代ディスプレイテクノロジー出願を含む）が全体内国人出願の91.59%を占めており、これらの企業は全て視野角に伴う色合いの変化を最小限に抑えるための技術であるS-IPS、S-PVA、AFFSモード技術を独自で保有している業者である。更に、LPLはIPSモードで、サムスン電子はVAモードで、BOE HYDISはFFSモードで最多出願業者として出ている。一方、外国人による出願の場合は、日立が131件でもっとも多く、引き続きNEC、シャープ、セイコーエプソン、富士通、三洋の順である。光視野角モード技術全般において年度別特許出願が増加しつつある主な理由は、まず、TVが大型化になるにつれ光視野角技術の重要性が増し、次に車両や地下鉄でも映画やDMB放送を楽しむことができる機械が登場するなど、消費者の潜在的需要の増加と噛み合い、ディスプレイ市場を先取りしようとする業界の熾烈な競争が特許出願増加へと繋がったとみている。



Kims and Lees
世韓國際特許法律事務所

Website: www.kimsandlees.com
e-mail: eybkim@chol.com

韓国ソウル鐘路区寛勳洞 1 5 1 - 8 同徳ビル 8 階
8th Fl., Dongduk Bldg., 151-8 Kwanhoon-dong,
Jongro-gu, Seoul 110-300, Korea
TEL : +82 2 733 9991 / FAX : +82 2 733 6351